

農業用ハウスを手厚く守ります

8割以上の方が  
加入しています

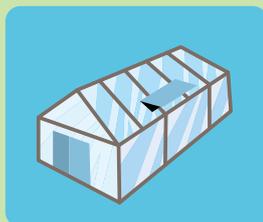
# 園芸施設

# 共済

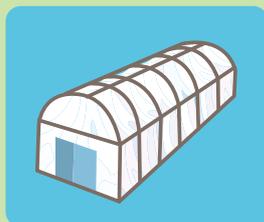


## 対象施設等

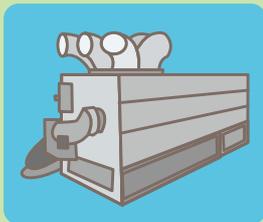
## 対象事故



ガラス室



鉄骨ハウス・プラスチックハウス  
雨よけ施設・ネットハウス



附属施設・温度調節施設  
かん水施設など



施設内農作物



撤去費用



復旧費用



風水害



落雷



雪害



地震・噴火



火災



破裂・爆発



凍結



鳥獣害



車両の衝突など



ひょう害



病虫害



航空機の墜落・  
物体の落下

所有するすべての園芸施設について加入して下さい。ただし、耐用年数の2.5倍を超えた施設及び他の保険に加入している施設については、加入者の申出により除外できます。

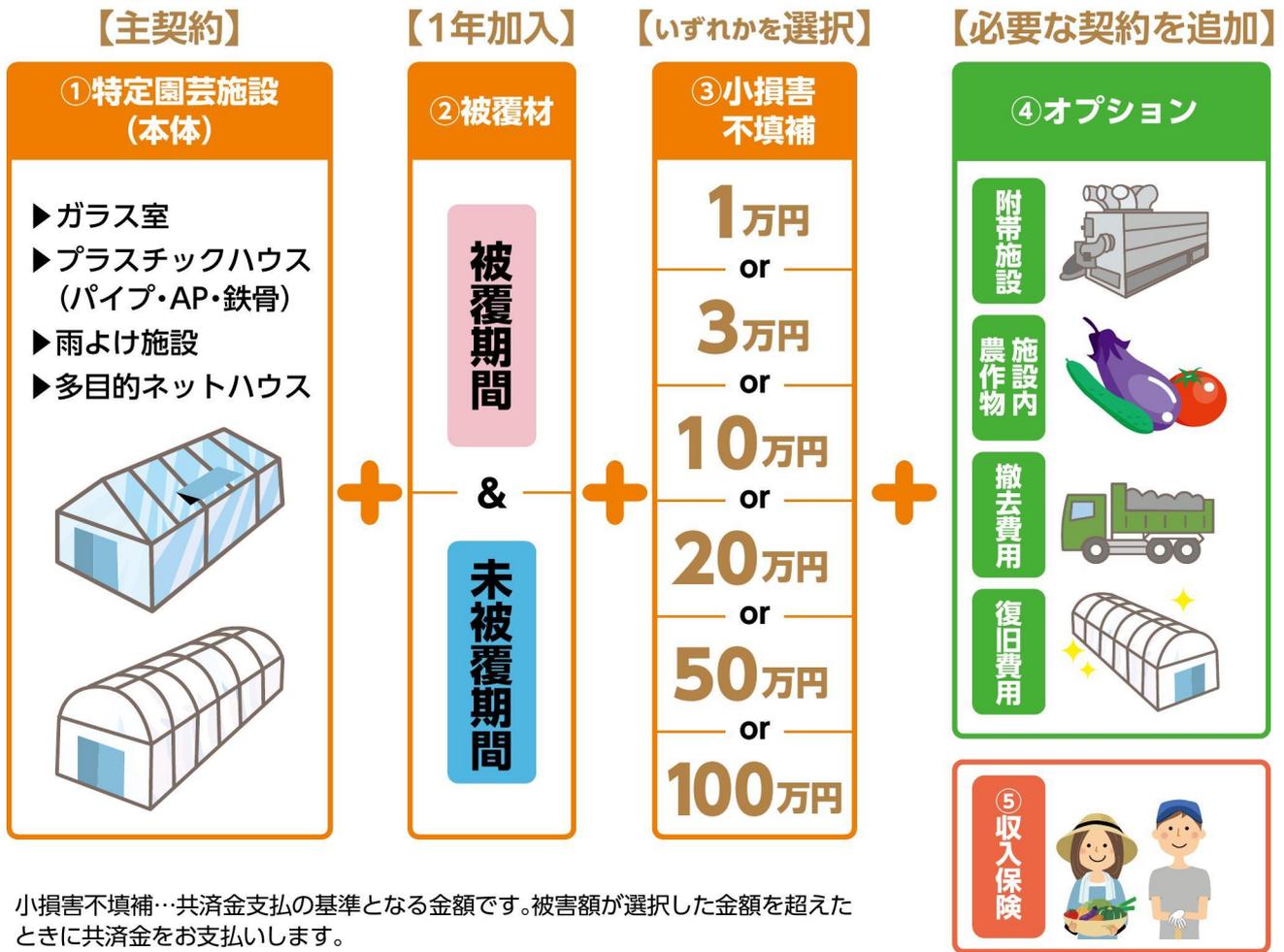


安心のネットワーク

**NOSAI おおいた** 大分県農業共済組合

令和7年4月～

## 加入の組み合わせ



セット加入がおすすめ!!

## 補償額と掛金額

$$\text{共済金額 (補償金額)} = \text{共済価額 (評価額)} \times \text{付保割合 (補償割合)}$$

(4~8割、付保割合追加特約選択の場合は9・10割)

共済価額は、本体及び被覆材、加入オプションの評価額の合計となります。

$$\text{農家負担共済掛金} = \text{共済金額} \times \text{共済掛金率}$$

※施設本体、被覆材、付帯施設は経年劣化により、徐々に評価額が減少していきます。(右ページ参照)

※未被覆期間がある場合は、割安の共済掛金率を適用します。

※31.8mm以上の太いパイプ(もしくは一定の補強をしている)ハウスの場合は掛金率を割り引きます。

※共済掛金率は、過去の個人ごとの加入及び共済金の受け取り状況により変わります。

※所有するすべての棟の「園芸施設」、「付帯施設」、「撤去費用」の共済金額から付保割合追加特約分を除いた合計金額が1億6000万円を超えるまで、掛金の半分を国が負担します。

※別途事務費がかかります。



## 補償金額のイメージ

### 古くなったハウスも100%補償

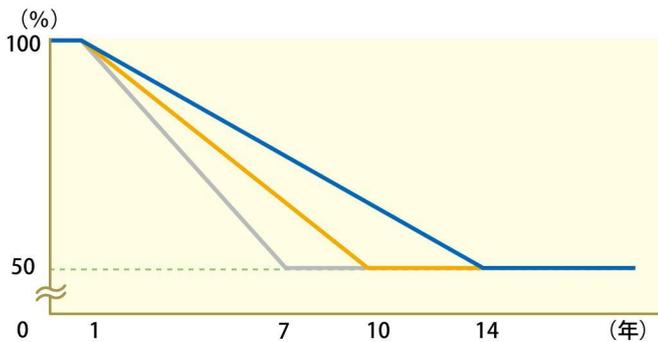
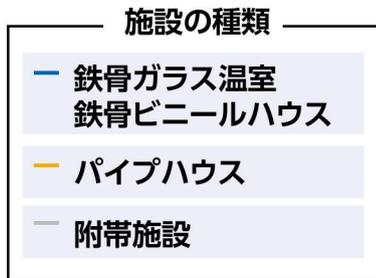


被覆材については復旧費用がつきません。

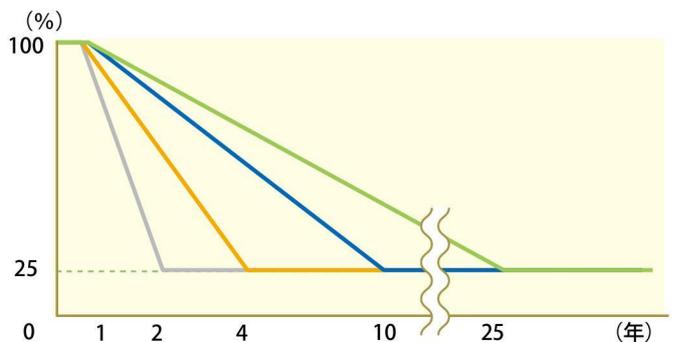
## 特定園芸施設の経年減価について

施設は建築後、時間の経過とともに、強度や耐久性が低下していきます。そのため、施設本体や附帯施設には時価現有率、ビニール等には被覆経過割合を設定し、評価額を算定しています。

### 時価現有率のイメージ



### 被覆経過割合のイメージ



上記のイメージ図は代表的な例です。実際の被覆経過割合は被覆材の厚さや耐久性により異なります。



## 共済金の支払い



棟ごとの損害額が、選択した小損害不填補の金額(1万円・3万円(または共済価額の5%)・10万円・20万円・50万円・100万円)を超えた場合に共済金を支払います。

$$\text{支払共済金} = \text{損害額}(\times) \times \text{付保割合}$$

※損害額…園芸施設本体、被覆材、附属施設、施設内農作物、撤去費用、復旧費用ごとの損害額の合計です。  
(撤去費用については、撤去に要した金額が100万円を超える場合または損害割合が50%(ガラス室は35%)を超える場合に支払対象となります。)  
復旧費用については、業者等の請求額から対象外請求額を除きます。  
被覆材の補償額は自然劣化を考慮し、加入時から被害発生時までの経過月数に応じて減少します。

### 注意事項

**こんな場合は、共済金は支払われません。**

- ・損害額が選択した小損害不填補未満の損害
- ・異動通知のない被覆期間外の被覆材の損害
- ・異動通知後から追加の共済掛金が納入される日までの損害
- ・故意または重大な過失等により生じた損害
- ・自然消耗等により生じた損害
- ・生理障害や薬害による損害(施設内農作物)

## 通知のお願い

以下の場合には、速やかに組合に通知をお願いします。

事由	連絡していただく内容
損害の発生	施設の所在地、損害発生年月日、損害状況など
施設等の異動(移転、解体、増改築、附属施設の入れ替え等)	異動の状況
他保険への加入	加入した保険会社、保険商品名
被覆期間、被覆材の変更	変更後の被覆期間、被覆材の種類

通知が遅れた場合、共済金のお支払いができなくなる場合があります。

## みどりチェックのご案内

持続可能な農業の実現に向けて、農業保険加入時にご提出を推奨している「環境負荷低減チェックシート」を最寄りのNOSAI窓口にてご用意しております。詳細につきましては、お気軽にお問い合わせください。

**お問い合わせ・お申込みは、最寄りのNOSAIへご連絡下さい。**

- **東部支所** 〒873-0015 杵築市大字八坂1802番地2  
TEL(0978) **63-4466** FAX(0978) **63-4461** E-MAIL [engei1@nosai-oita.jp](mailto:engei1@nosai-oita.jp)
- **中西部支所** 〒879-4414 玖珠郡玖珠町大字大隈1020番地15  
TEL(0973) **72-3409** FAX(0973) **72-3486** E-MAIL [engei2@nosai-oita.jp](mailto:engei2@nosai-oita.jp)
- **南部支所** 〒879-7152 豊後大野市三重町百枝1086番地33  
TEL(0974) **22-3330** FAX(0974) **22-6604** E-MAIL [engei3@nosai-oita.jp](mailto:engei3@nosai-oita.jp)
- **北部支所** 〒879-0453 宇佐市大字上田1046番地5  
TEL(0978) **32-1307** FAX(0978) **32-0177** E-MAIL [engei4@nosai-oita.jp](mailto:engei4@nosai-oita.jp)
- **本所** 〒870-0822 大分市大道町3丁目1番1号  
TEL(097) **544-8110** FAX(097) **544-8242** E-MAIL [engei@nosai-oita.jp](mailto:engei@nosai-oita.jp)